

内部仕分け調書

企画部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
1	市政はこだて点字版・録音版発行費	なし	0.1	0.0	0.0	市政はこだて点字版・録音版は、視覚障がい者が障がいを持たない方と同等に情報を共有し、市民生活や社会活動ができるように、「市政はこだて」の内容を点訳・録音したもので、主として1級および2級の視覚障がい者向けに毎月発行している。	障がいのある方が、市政に関する情報を入手し、市民生活や社会活動を行う機会を損なわないようにするため、情報提供していく必要がある。	・発行部数 点字版 75部、録音版 160部 ・点字・録音版用原稿の作成、委託者への引き継ぎ ※「市政はこだて」の紙面に合わせ、ほぼ全編を収容する点字版・録音版を作成・発行している ※24年度は録音版音声データのウェブ配信の提供開始を予定	障がいのある市民に向けた情報発信手段のひとつとして有効に活用されているものと考ええる。	2,896	現行どおり
2	市民生活のしおり発行費	なし	0.1	0.0	0.0	「市民生活のしおり」は、市民に市の制度や住民生活に必要な各種手続、窓口などを分かりやすく説明した小冊子で、4～5年に1度、全戸配布している。また、この間は転入者用として変更箇所のみを修正して発行し、転入届の受け付けの際に配付している。	制度や住民生活に必要な各種手続、窓口などを分かりやすく説明している市民生活のしおりは、市民が市の事業を知る手段として役立てられている。	・平成18年度に作成した全戸配布版をもとに、毎年度時点修正を行い作成している。 ・作成部数 7,000部(転入者用) ◇ 仕様 ・A4版、表紙・裏表紙4色/本文2色 32ページ ◇ 配布 ・転入者に対して戸籍住民課窓口で配布	転入世帯に対して配布し、市の制度や各種手続、窓口などを紹介するツールとして、有効に活用されている。	1,132	見直し
3	テレビ・ラジオ等放映放送費	なし	0.3	0.0	0.0	市政情報(施策、イベント、募集等)を広く市民に周知するため、テレビ1番組・ラジオ2番組を放映・放送している。	広報活動には、様々な媒体を使った手法が考えられるが、広く市民への情報提供を考慮した場合、それぞれの媒体の短所を補うメディアミックスが必要であり、テレビ・ラジオにおける広報は、情報のスピード、伝達範囲の広さなどから、重要な広報手段として実施している。	「函館市民ニュース」(STVテレビ)・・・毎週土曜日 午前11時54分～59分(5分間) 「市民の時間」(HBCラジオ)・・・毎週月～金曜日 午前11時45分～50分(5分間) 「市政だより」(FMいるか)・・・毎週月～金曜日 午前8時20分～25分、午後5時40分～45分(5分間) ※毎週木曜のみ10分間	市政情報について、広く周知されているものと判断される。	7,875	見直し
4	目で見る市政教室開催経費	なし	0.3	0.0	0.0	日常生活と密接なつながりを持つ市内公共施設などを見学することにより、市・官公庁の仕事や仕組み、まちづくりの現状などを直接知ってもらい、市政に対する理解を深めてもらう。	普段立ち入ることのできない施設などを見学することで、市政に対する理解を深めてもらうとともに、市民の知的好奇心を満たすうえで一定の役割を果たしてきたものと思慮される。	H24 第1回 工場①コース 定員50人 第2回 北海道新幹線コース 定員50人 第3回 工場②コース 定員30人 第4回 縄文文化コース 定員50人	参加者に対する事業実施後のアンケートでは満足度が高く、「事業参加により興味が湧いた」などの感想も記述されるなど一定の成果は挙げられている。	157	廃止検討
5	市政モニター実施経費	あり	0.2	0.0	0.0	市政に関する市民各層の意見、要望、提案等を組織的、継続的に聴取し、これを広く市政に反映させるとともに、市政の効率的な運営に資するため設置する。	様々な手法を通じて意見等を伝えやすい環境を整え、幅広く市民の意見等の収集に努める事業であり、開かれた市政を推進するためには、市民の意見をしっかりと聴くことが不可欠である。	モニターの職務 ・市政についての建設的な意見、提案などを提出すること。 ・市が行う市政に関するアンケート調査に回答すること。 ・市政モニター会議に出席すること。 ・その他市政に関し、市長が必要と認めること。 ・任期2年 ・モニター数 12人(H23.6.1～H25.3.31)	市民から継続的に意見や提言を聴取する広聴手段として、平成21年度55件、平成22年度32件、平成23年度15件の意見や要望を聴取出来た。	87	廃止検討
6	市政情報メールマガジン関係経費	なし	0.1	0.0	0.0	「函館市ANSINメール」は、市民が安心して安全に生活するための情報や緊急の市政情報等を、必要に応じて市民が登録することで、携帯電話やパソコンへメールにより配信するサービスである。	「函館市ANSINメール」は、平成17年度に部局横断課題解決案作成チームから提案があり、審査委員会において実施することが決定され、関係課で構成される市政情報等メール送信システム構築プロジェクトチームを設置し事業化したもので、災害時の避難情報など市政情報の広報に必要なものである。	情報配信(①安心・安全情報、②消防出動情報、③災害緊急情報、④緊急市政情報、⑤企業局交通部情報)	緊急性の高い安心安全情報や市政情報などについて、直接市民へメール配信することにより、市政情報の速やかな広報に努めており、その結果、これまで本市で発生している災害などの緊急的な対応について、市民の生命、身体および財産を守ることに繋がっているものと考ええる。	1,092	現行どおり
7	定住者誘致推進事業費	なし	0.5	0.0	0.0	主に首都圏在住のサラリーマン層(特に団塊の世代)を対象に、定年後の新たな人生を函館で暮らしてもらうため、積極的に情報発信し、定住者の誘致を推進するものであり、さらに、そのことによって、関連する新産業の創出や雇用の確保につながることを目的としている。	本市の定住人口の確保、地域の活性化および新産業の創出や雇用の確保の観点から、定住者の誘致を推進していく必要がある。	北海道移住促進協議会に参画し、オール北海道でのプロモーション等を実施している。また、移住検討者の相談対応やリーフレット等による情報発信を行う「定住化サポートセンター業務」は、平成24年度よりまちづくりセンターの指定管理者であるNPO法人NPOサポートはこだてに委託している。(移住者交流会の実施等、主に既移住者のサポートを行う「移住者サポート業務」は、まちづくりセンターの指定管理業務として実施)	定住化サポートセンターにおける相談などを通じて、当市への移住を検討し移住につながったものと考えられる。 ※実績(平成16年度～平成23年度) ・相談件数:1,137件 ・移住者数:62組123人(センターを通じての移住者数)	1,338	見直し
8	ツインシティ交流推進費	あり	0.4	0.0	0.0	青森市と函館市のツインシティ提携に伴い、行政、民間団体による様々な分野にわたる交流事業の積極的な推進を図り、もって青函両地域の活性化と一体的な発展を図る。	これまで、積み重ねられた青函交流を継続するとともに、新幹線開業を見据え、一層の青函交流の活性化を図る必要がある。	・推進協議会、交流強化促進委員会の開催 ・青函ブランド構築検討小委員会の開催 ・推進協議会ホームページの運営・管理業務 ・青森・函館ツインシティ交流事業3か年計画の策定 ・青函子ども絵画展の実施 ・赤い糸プロジェクト(あなたの赤い糸物語)の実施	・平成元年の締結以来20年以上にわたり、民間団体において各種交流事業が行われてきた。 ・平成21年度から、青函地域の交流の啓発のため、両市共同で赤い糸プロジェクト事業(あなたの赤い糸物語募集)を実施した。 ・現在の実施事業は、HPによる情報発信と絵画展、赤い糸であるが、これらの事業により特に民間の交流が盛んになるという成果は見られていない。	1,046	見直し

内部仕分け調書

企画部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
9	青函圏交流・連携推進費	あり	0.1	0.0	0.0	青函トンネルの開通を契機に、産学官により昭和63年4月に青函インターブロック交流圏構想推進協議会(渡島総合振興局、檜山振興局、青森県が事務局)が設置され「青函インターブロック交流圏計画」が策定された。 平成22年度からは「青函圏交流・連携推進会議」となり、新計画として「青函交流・連携プラン」が策定された。	「青函圏交流・連携ビジョン」を進めるためには、住民、各種団体、企業、行政等の多用な主体が協力連携する必要がある。 青函ツインシティ協議会との重複感がある。	・青函圏交流・連携推進会議(総会、連絡会、大会)への参加	・講演会やフォーラム等を実施し、多くの圏域の住民の参加により、交流意識の普及・啓発に寄与した。 ・近年は、助成制度もやめ、事業も実施されておらず、会議参加団体の取り組み状況の把握が中心となっている。	87	現行どおり
10	地域交流促進費	なし	0.2	0.0	0.0	外国人にやさしいまちづくりや市民の国際理解の促進、国際交流団体の活動支援等の事業を実施し、本市における多文化共生および国際化の推進を図る。	地域のグローバル化が進む中、多文化共生の観点から、在住外国人の生活支援と市民の国際理解の促進を図り、外国人にやさしいまちづくりを進める必要がある。 また、地域における国際交流の主役である国際交流団体の活動を支援し、国際化推進を図る必要がある。	・在住外国人支援 外国人生活相談窓口、外国人のための日本語教室、生活ガイドブック(英・中) ・講座等の開催 在住外国人と市民の交流、日本文化体験、市民向け国際理解促進等の講座 ・その他 国際交流団体の事業相談窓口、国際交流団体相互の交流と活動促進イベント	・外国人住民の生活改善に寄与している。 ・国際理解促進行事の開催、団体の活動支援等を通して、市民の国際交流等の事業への参加機会が増え、多文化共生・国際化の推進に寄与している。	2,500	見直し
11	日ロ沿岸市長会関係経費	なし	0.2	0.0	0.0	日ロ沿岸市長会は、昭和45年10月に結成され、ロシア連邦の極東地域およびシベリア地域の諸都市との交流を目的に活動しており、本市は平成4年ウラジオストク市との姉妹都市提携を契機に入会した。 姉妹都市はもとより、ロシア極東地域との人的・経済的交流を広域で強化することを目的とする。	幅広い地域が連携した事業であり、情報収集という点で利点が多く、ロシアの姉妹都市2市も参加していることから、連携という視点で加入している。	・代表幹事:新潟市長,事務局:新潟市 函館市長は幹事の一人 ・隔年で日ロ双方で開催している日ロ沿岸市長会議には、日本海沿岸に位置する18市が加入する「日ロ沿岸市長会」と、ロシアの18市が加入する「ロ日極東シベリア友好協会」の市長ら代表者が参加し、共同コミュニケで採択された内容を必要に応じて両国の関係機関へ働きかけを行っている。 ・会議が開催されない年は、担当課長会議(2回)と総会(1回)を開催している。	・平成25年度事業として、ロシア側加盟都市の旅行業者を招きたいいわゆるファミトリップが検討されているが、舞鶴市をはじめとした西日本エリアの動きが活発な一方、本市を含む北日本エリアは、アクセスの問題等、具体的なメリットが見い出せないため、動きが鈍く、結果的にこの事業への参加を見送ったところである。	291	廃止検討
12	北海道・ロシア極東交流事業関係経費	なし	0.1	0.0	0.0	北海道とサハリン州の交流の推進を図るための事業で、本市は姉妹都市ユジノサハリンスク市との交流のさらなる強化を図るために北海道・ロシア極東交流事業実行委員会に正会員として加入し、事業に参加している。	ユジノサハリンスクとの航空路の運休が続いており、姉妹都市交流としては当該事業のみが機能している状況にあることから、参加者からは継続を望まれている。	・北海道・ロシア極東交流事業実行委員会が主催する『青少年サハリン・北海道「体験・友情」の船』事業は、小学校高学年から大学生までを対象とし、隔年で派遣・受入を行っている。 ・函館市からの派遣では、函館～札幌までの国内移動費および札幌～稚内間のチャーターバス代金を負担している。 ・サハリンからの受入れでは、滞在中、2泊程度の日程で姉妹都市訪問日が設定され、本市では、ユジノサハリンスク市からの参加者を招へいし、市内視察、交流会を実施し、札幌～函館間の旅費、函館市滞在中の経費を市が負担している。	・平成24年度においては、市立高校が積極的に関わり、受け入れプログラム作成はもろんのこと、ホストファミリー募集なども行ってきたところであり、より具体的な効果が期待できるセクションが事業主体となるべきと考える。	722	廃止検討
13	政府予算関連等要望経費	なし	1.0	0.0	0.1	次年度の事業で国および道の負担を伴う事業等について、庁内での調整を行い、要望すべき事業等を取りまとめて要望書を作成し、関係国会議員および関係機関に対し要望活動を実施し、その事業に係る国費・道費の予算措置を目指している。	幹線道路や空港、新幹線、漁港など市民生活や経済振興のため必要な社会基盤の維持や整備等のため、国や道が事業主体となる事業等が数多くあることから、予算措置に尽力してもらえよう、関係する国会議員や関係機関に地域の状況を具体的に伝えていく必要がある。	① 函館市・市議会合同要望 ② 渡島総合開発期成会要望 ※ ①と②の要望には同一事業等も含まれているが、①は函館市としての単独の要望活動を実施している。②は函館市をはじめ渡島の他の自治体の事業も含めた地域としての要望活動を実施している。	要望事業については基本的に順調に進められている。さらに、平成23年度においては公共事業等が急速に縮減される状況下において、事業の必要性が認められ道南で唯一の新規事業として、函館港で国直轄による「北ふ頭整備事業」が着手されるなどの成果をあげている。	1,330	現行どおり
14	高等教育機関関係経費	なし	0.1	0.0	0.0	函館市の高等教育の充実・発展のため、単位互換制度などの高等教育機関連携事業を実施し、地域の振興に資する魅力ある大学群の形成を促進することを目的とする。	優れた人材を養成し、地域の振興に資する魅力ある大学群を形成するため、教育・研究機能の充実や相互連携を図っていくことは必要である。 また、北海道教育大学函館校の学部化問題への対応も必要である。	平成18年2月に「函館市高等教育機関連携推進協議会」を設立するとともに「函館大学センター構想」を策定した。同協議会は平成20年4月よりキャンパス・コンソーシアム函館と改称し、より質の高い教育・研究環境を確保し、地域の振興に資する魅力ある大学群の形成に努めている。 また、全国の大学コンソーシアムにおける取り組みについての研究等を行っている。	各高等教育機関の相互連携により、地域の振興に資する魅力的な大学群の形成に寄与してきた。	139	現行どおり
15	水産・海洋関連事業推進費	なし	1.0	0.0	0.0	水産・海洋に関する公的研究機関や民間企業の研究機能を戦略的に集積し、地域における産学官連携の強化によって新産業創出を図り、雇用の創出と産業・経済の活性化を目指す。	当地域の優位性である水産・海洋分野における研究開発や新産業創出など、経済活性化の新たな可能性を持続的に創出する「函館国際水産・海洋都市構想」実現への取り組みは最重要施策である。	・学術研究機関や民間企業の研究機能や学会の誘致活動 ・産学連携促進事業 ・地域再生計画に関する国等の関係機関との調整	水産・海洋に関する学会の誘致のほか、地域における産学連携の取り組みを促進することができた。 平成26年度に供用開始予定の国際水産・海洋総合研究センター整備に関する国等との調整の進展や、入居希望の研究機関等を確保することができた。	1,120	現行どおり
16	国際水産・海洋総合研究センター整備推進費	なし	0.4	0.0	0.0	水産・海洋に関する公的研究機関や民間企業の研究機能を戦略的に集積し、地域における産学官連携の強化によって新産業創出を図り、雇用の創出と産業・経済の活性化を目指す。	当施設は、構想の研究拠点基地となる旧函館ドック跡地で、国、大学、道、民間などの学術研究機関が集積する複合的な研究施設として整備するもので、地域における産学官連携の強化による新産業創出を図っていく拠点施設である。	・地域再生計画に基づく国際水産・海洋総合研究センター整備検討会議(特定PT会議)の開催 ・研究センター整備に関する各関係機関との打合せ ・研究センター整備に関する各基礎調査業務委託(H17～H20) ・各シンポジウムの開催(H18, H20)	地域再生計画に基づく支援措置である特定PT会議が設置されたことにより、国や道などの関係省庁および関係部局の意見を直接聞くことができるとともに、市のセンター整備に関する取組み状況について定期的に報告・PRを行うことができたことなど、構想段階から実際のセンター整備事業着手に向けた気運の醸成に大きく寄与した。	360	現行どおり

内部仕分け調書

企画部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
17	国際交流促進費	なし	0.1	0.0	0.0	来函する外国来賓、海外の青少年研修訪問団の接遇を通して、国際観光都市函館のPRに努める。国際交流団体の実施する懇親会等に参加し、情報交換を行う。	本市には、欧米各国、ロシア、中国などの外国公館や行政機関の来賓が毎年多数訪問しているほか、国(外郭含む)が実施する非先進諸国の青少年研修も行われている。これらの外国来賓等を歓迎することにより、友好関係の構築が図られ、国際観光都市函館のPRもできることから必要な事業であると考えられる。	・来賓、訪問団等の受け入れ(表敬訪問や視察等の対応) ・国際交流団体等が行う歓迎会・懇親会等への出席	・大使館関係者や外国青少年の研修訪問団、留学生などが多数来函し、市民の国際理解促進に寄与している。 ・観光振興や本市の物産の販路拡大といった海外向け事業に対し、国や行政機関レベルでの協力が得られるなどの成果が期待できる。(台湾、シンガポール、フランスなど)	278	現行どおり
18	国際交流施設整備関係経費	あり	0.2	0.0	0.0	本市の国際化の推進・多文化共生推進の拠点施設となる国際交流施設の維持・管理を行う。	当該施設は、市民向けの国際理解の講座や留学生との交流事業、また、在住外国人支援の窓口の設置などの各種サービスの提供を行う、国際化・多文化共生推進のための拠点施設としており、行政財産としての維持管理が必要である。	・国際交流施設の維持管理業務委託 ・行政財産目的外使用許可手続き	国際交流施設の維持管理は、同施設に職員が常駐する民間団体に委託して行っており、また、また、平成24年度からは、これまで市が直営で行っていた、在住外国人の支援施策や市民向け国際理解の講座などを同団体に委託し実施することで、業務の効率化が図られている。	3,000	現行どおり
19	政策等推進調整費	なし	0.0	0.0	0.5	各種政策を推進するとともに新たな課題等に対応するため、関係機関との打合せや、会議への出席のほか、視察や研修会への参加など情報収集や必要な知識の習得などを行っている。	各種政策の推進や新たな課題等に対応するためには、関係機関との打合せとともに、業務に必要な制度や専門知識の習得や社会情勢、関係機関の状況などを把握しておく必要がある。	○ 関係機関との打合せ ○ 制度説明会・研修会への参加 ○ 書籍等の購入、新聞の購読 ○ 複写機使用料 ○ パソコン賃借料 ○ 自動車使用料 ○ 負担金 など	定量的な成果が示されるものではないが、関係機関との打合せや、各種説明会・研修会への参加など必要な情報入手や知識を習得することは業務上、必要なことである。	3,287	現行どおり
20	実施計画策定経費	なし	1.5	0.0	0.1	総合計画に示すまちづくりの方向性を実現するため、総合計画の実施計画(計画期間3年間)を毎年見直しを行うローリング方式で策定している。	限られた財源の中で、社会情勢に応じて施策の優先度を定め、着実にまちづくりの事業を進めるとともに、市民等に施策の取り組み状況を示すため、総合計画の実施計画を策定する必要がある。	○ 実施計画策定に係る研修会等旅費 ○ 参考図書等購入費 ○ 実施計画印刷代 ○ 複写機使用料 ○ 自動車使用料 ○ パソコン賃借料	新函館市総合計画で示した施策の方向性に基づき、施策・事業の具体化が図られている。なお、実施計画はローリング方式を採用し、毎年、施策・事業の修正等、見直しを行うなかで、社会情勢の変化や市民ニーズ、財政状況等を踏まえることとしている。	438	現行どおり
21	合併建設計画推進費	あり	0.5	0.0	0.0	合併後の新たなまちづくりの基本方針を定めた「合併建設計画」を推進することにより、地域の一体感の醸成や均衡ある発展を図り、4地域の特色ある資源や優位性を生かした地域振興を図る。	「合併建設計画」に定める新たなまちづくりの基本方針を実現するための施策の展開や、新市の一体感の醸成や均衡ある発展に資するため、合併建設計画に位置つけた事業の実施にあたり、財政的に有利な起債である合併特例債の活用が必要である。	・合併建設計画の進行管理 ・合併特例債の活用に係る適債性の審査、渡島総合振興局との協議 ・地域振興基金に係る事務 ・市町村合併についての照会回答文書等の処理 ・北海道合併市町連携会議への出席(H24.7.20設立)	・合併建設計画の前期5箇年の執行状況について、4地域の各地域審議会から「概ね良好に進捗している」とする内容の答申書が提出された。 ・合併特例事業を実施することにより、合併後の速やかな一体化を推進し、住民福祉の向上と地域特性に応じた振興発展が図られる。	80	現行どおり
22	過疎地域自立促進市町村計画推進費	あり	0.3	0.0	0.0	合併した旧4町村は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき過疎地域に指定されており、過疎地域対策の基本方針を定めた「函館市過疎地域自立促進市町村計画」を推進することにより、個性あふれる活力に満ちた地域社会の実現に努める。	「函館市過疎地域自立促進市町村計画」に定める過疎地域対策の基本方針を実現するための施策の展開や、また、地域が一体となって連携を強め、4地域の特色ある資源や優位性を生かした地域振興が図られるよう、過疎地域自立促進市町村計画に位置つけた事業の実施にあたり、財政的に有利な起債である過疎債の活用が必要である。	・「函館市過疎地域自立促進市町村計画」の進行管理 ・過疎債の活用に係る適債性の審査、渡島総合振興局との協議 ・過疎対策についての照会回答文書等の処理	・過疎対策事業を実施することにより、合併後の速やかな一体化を推進し、住民福祉の向上と地域特性に応じた振興発展が図られる。	178	現行どおり
23	公共交通整備調整費	あり	1.0	0.0	0.0	バス生活路線の確保方策やサービスの充実等について検討を行う組織である生活交通協議会の運営とともに、公共交通の利用促進等に関わる調査等の取り組みを行う。	生活交通協議会は、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」として位置付けられているほか、国・道から赤字バス路線について補助を受けるためには、本協議会で協議・検討を行うこととされている。また、ノンステップバスを国の補助を受け計画的に導入するためには、本協議会が主体となって地域生活交通改善計画を策定する必要がある。	「函館市生活交通協議会」の中で函館市内におけるバス生活路線の確保方策等について検討 <協議内容> ・バス生活路線の確保方策やサービスの充実に関すること ・公共交通の走行環境整備に関すること ・公共交通を中心とする交通体系に関すること ・北海道が策定する生活交通ネットワーク計画に登載される市内補助対象路線についての協議・検討 ・ノンステップバスの導入に関する地域生活交通改善計画の策定	市内におけるバス生活路線の確保のほか利用者の利便性やサービスの向上が図られている。	328	現行どおり
24	全国市長会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	全国各都市間の連絡協力を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的として全国各市で構成された全国市長会への負担金である。	当市単独では解決することが難しい都市問題を全国各都市と共有し、その対応策について調査研究を行うとともに、国等へ要望等をしていく必要がある。 地方自治法263条の3に基づき、地方自治に影響を及ぼすことについて内閣や国会に意見を提出することができることとされている地方六団体の一つである。	全国各都市の連絡調整や国等への施策の要望等を行っている。	当市単独では解決することが難しい都市問題を全国各都市と共有し、その対応策について調査研究を行うとともに、国等に対しその実現のため要望等を行っている。	915	現行どおり

内部仕分け調書

企画部

整理番号	予算事項名	根拠法令	配置職員数(人)			目的	必要性	内容	事業の成果	H24予算額(千円)	評価
			職員	嘱託	臨時						
25	北海道市長会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	道内各都市間の連絡協力を図り、市政の円滑な運営と進展に資し、もって地方自治の興隆繁栄に寄与することを目的として、全道各市で構成された北海道市長会への負担金である。	<p>当市単独では解決することが難しい都市問題を道内各都市と共有し、その対応策について調査研究を行うとともに、国等へ要望等をしていく必要がある。</p> <p>地方自治法263条の3に基づき、地方自治に影響を及ぼすことについて内閣や国会に意見を提出することができることとされている地方六団体の一つである全国市長会の北海道支部である。</p>	北海道各市の連絡調整や国、北海道、国会議員等に要請活動を行っている。	<p>当市単独では解決することが難しい都市問題を全国各都市と共有し、その対応策について調査研究を行うとともに、国等に対しその実現のため要望等を行っている。</p> <p>本市の提出案件についても、北海道市長会の要請として国および道に対し要請されている。</p>	4,809	現行どおり
26	キャンパス・コンソーシアム函館負担金	なし	1.0	0.0	0.0	キャンパス・コンソーシアム函館は、函館市の高等教育の充実・発展のため、高等教育機関連携事業を実施するとともに、大学センター設立に向け協議を行うことを目的とする。	<p>単位互換事業など、高等教育機関連携を実施することにより、各高等教育機関に対する魅力が付加されることとなり、若年人口の確保および進学率の向上などが図られる。</p> <p>また、学生による地元FM局での放送や合同学生祭の開催など、学生たちのさまざまな活動が、まちの活性化につながる可能性が大きい。</p>	<p>合同公開講座「函館学」の開講や単位互換事業の実施、合同広報誌の作成・配布、合同就職説明会の開催、合同研究発表会「アカデミックリンク」などを実施している。</p>	<p>高等教育機関同士による単位互換講義の受講生が増加しており、また、高等教育機関の多彩な講師陣による合同公開講座「函館学」の継続的实施による知名度のアップなど、魅力ある高等教育機関づくりに寄与している。</p>	1,700	現行どおり
27	渡島総合開発期成会負担金	なし	0.0	0.0	0.0	当該団体は、昭和28年に渡島管内の首長および議会議長を構成員として設立された団体であり、地域の総意として中央省庁等に要望活動を行うことを主な活動としていることから、要望活動や事務局の経費を構成団体の財政規模に応じて負担金として支出している。	<p>当地域には幹線道路や空港、新幹線、漁港など市民生活や経済振興のため必要な社会基盤の維持や整備等のため、国や道が事業主体となる事業等が数多くあり、地域の総意として、関係する国会議員や関係機関に地域の実状を具体的に伝えていく必要があることから、負担金を支出している。</p>	<p>○ 渡島総合開発期成会要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同期成会に、次年度の本市の国・道等への要望事業を報告 ・ 期成会として管内の要望事項を集約・調整の上、要望書を作成し、国の概算要求前の6月中旬頃に在札機関および在京機関に要望 	<p>要望事業については基本的に順調に進められている。さらに、平成23年度においては公共事業費が急速に縮減される状況下にあつて、事業の必要性が認められ道南で唯一の新規事業として、函館港で国直轄による「北ふ頭整備事業」が着手されるなどの成果をあげている。</p>	2,909	現行どおり
28	北海道新幹線建設促進費	なし	2.0	0.0	0.0	平成27年度末の北海道新幹線開業を見据え、道内関係団体と連携した要望活動等の実施および官民連携による「北海道新幹線開業はこたて活性化アクションプラン」の推進を図り、もって地域の発展に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度末の新函館開業および札幌開業の早期実現のため、道南はもとより北海道が一体となった取り組みが必要とされる。 ・北海道新幹線開業を最大限活かした地域活性化の実現には、官民連携による取り組みが不可欠であることから、「はこだて活性化アクションプラン」に基づいた各種まちづくり施策の推進が必要とされる。 ・今後、平成27年度末の開業に向け、戦略的なプロモーション展開や開業イベント等の新たな事業立案が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道新幹線建設促進期成会、関係自治体連絡協議会等の関係団体との連携および中央・北海道等への要望活動の実施(うち907千円) ・はこだて活性化アクションプランの推進(グッズ製作、物産展でのプロモーション、市民啓発活動など)(うち2,212千円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体との連携および要望活動の実施により、平成27年度末までの新函館開業、北海道新幹線札幌延伸着工認可の実現に寄与した。 ・開業対策推進機構の取り組みとして、新函館開業をPRするクリアファイル作成や北関東・東北地域の物産展等において、北海道新幹線開業による時短効果の周知が図られたほか、市民向けの建設現場見学ツアー実施など、市民の意識醸成に寄与した。 	3,284	現行どおり
29	北海道新幹線建設促進道南地方期成会負担金	なし	0.1	0.0	0.0	当該団体は、昭和53年に渡島、檜山地域の市町村、議会、経済団体などを構成員として設立された団体であり、北海道新幹線の早期実現を図ることを目的としている。	<p>平成27年度末の北海道新幹線開業の一日も早い実現により、開業効果を最大限享受するため、地域一丸となった活動が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国会、関係官公庁その他関係機関への要望活動 ・建設促進に必要な広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備計画決定から30年余りの地域の思いが実を結び、平成17年5月22日に北海道新幹線「新青森・新函館間」の建設が着工(平成27年度開業予定) ・平成24年6月29日札幌延伸着工認可(平成47年度開業予定) 	254	現行どおり